

平成25年7月30日
第2510号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告示

- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（353・都市計画課）…………… 1
- 二級建築士免許の取消し（354・建築住宅課）…………… 1
- 保安林の指定の解除（355・山本地域振興局農林部）…………… 1
- 建設業の許可の取消し（356・秋田地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路の供用開始（357、358・秋田地域振興局建設部）…………… 2

告 示

秋田県告示第353号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
湯沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 湯沢都市計画の区域
- 3 都市計画の変更年月日 平成25年7月30日

秋田県告示第354号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 免許の取消しをした年月日
平成25年7月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号
伊藤伸三
二級建築士
第4571号
- 3 免許の取消しの理由
平成25年7月12日付けで、相続人から二級建築士死亡の届出があった。
このことが建築士法第9条第1項第1号に該当する。

秋田県告示第355号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐竹敬久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保 安 林 面 積 実 測 (ヘクタール)	保 安 林 解 除 面 積 実 測 (ヘクタール)	指 定 の 目 的	解 除 の 理 由
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メ ートル)	実 測 (ヘクタ ール)				

山本郡	藤里町	粕毛	清水岱	77番 2	62,124	6.2124	6.2124	0.0301	干害の 防備、 公衆の 保健	公共道 路用地 とする ため
-----	-----	----	-----	----------	--------	--------	--------	--------	-------------------------	-------------------------

(「関係図面」は、省略し、農林水産部森林整備課及び山本地域振興局農林部並びに藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第356号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成25年7月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社ワークサービス
秋田市泉釜ノ町17番22号
代表取締役 高 橋 恵 子
秋田県知事許可(般-20)第80645号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
平成25年7月16日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田岩見船岡線	秋田市大町六丁目488番2地先から旭北錦町386番1まで

- 2 供用開始の期日 平成25年7月31日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
 - (2) 期間 平成25年7月31日から同年8月13日まで

秋田県告示第358号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成25年7月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田天王線	秋田市川元山下町88番1地先から山王五丁目138番地先まで

- 2 供用開始の期日 平成25年7月31日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年7月31日から同年8月13日まで

正 誤

ページ	行	誤	正
		平成25年4月2日(第2476号)掲載の秋田県公告(土地改良区の定款変更の認可) (原稿誤り)	
2	24	秋田県副知事	秋田県知事
		平成25年4月5日(第2477号)掲載の秋田県公告(土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可) (原稿誤り)	
4	4	秋田県副知事	秋田県知事
		平成25年4月19日(第2481号)掲載の秋田県公告(土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可) (原稿誤り)	
2	下から1	秋田県副知事	秋田県知事
		平成25年5月7日(第2486号)掲載の秋田県公告(土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定) (原稿誤り)	
4	46	秋田県副知事	秋田県知事
		平成25年6月28日(第2501号)掲載の秋田県公告(土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可) (原稿誤り)	
4	14	秋田県副知事	秋田県知事